

2019年工業統計調査を実施します 総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

- 2019年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、2019年6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。

- 調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対ありません。
- 調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。

福島地方法務局からのお知らせ

第5回「遺産分割協議ができない？」

Q 父が亡くなりました。相続人は私、妹、弟の3人です。遺産分割協議を行いたいのですが、一番下の弟は3年前から音信不通です。父の遺産をすべて私が相続したいのですが、行方不明の弟を除いた2人で遺産分割協議ができますか？

財産管理人の選任を申し立て、不在者財産管理人が行方不明者の代わりに遺産分割協議に参加し、遺産を分割します。また、認知症などで同意の意思表示が出来ない方がいる場合には、家庭裁判所に成年後見人の選任を申し立て、成年後見人を含めた相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。

A 遺産分割協議は、相続人全員が参加する必要がありますのでできません。行方不明者がいる場合は、家庭裁判所に不在者

問 福島県司法書士会 ☎024-534-7502  
福島地方法務局 ☎024-534-2045

公民館「親子木工体験教室」開催

3月10日、広野町中央体育館において「親子木工体験教室」-親子で木製おりたたみ椅子作り-が開催され、30組の親子（60人）が参加しました。

講師のNPO法人福島県もりの案内人の会 相双地区支部の方々5人が指導にあたりました。

木と触れあい、子どもたちの豊かな感性や好奇心を育てること、親子でふれあいながら木製折りたたみ椅子を作り、子供たちが「自分で何かを作り上げる」喜びを実感してもらう場とすることを目的に開催されました。



広野町認知症施策

広野町では、広野町認知症推進員と共に、認知症の方やそのご家族同士の交流、または地域の方々と楽しく交流したり、認知症に関する情報や知識、制度などを学んだりできる場として認知症カフェを開催しております。交流を通じ、当事者の方の心理的な不安の軽減や認知症への地域の理解の促進を図るとともに、専門知識を持ったケアマネジャーなどが参加することにより、多様な相談への対応を図ってまいります。

問 広野町地域包括支援センター ☎0240-27-1885

純喫茶みかん

【開催日時】 4月10日、24日、5月8日、22日  
(第2・第4水曜日) 午後1時~

【会場】 高野病院 1階ロビー  
【参加費】 100円 【参加申込】 お電話にて受付  
【内容】  
4月10日：紅白歌合戦（作業療法士）  
4月24日：認知症を学ぼう（包括支援センター）  
5月8日：世界の医療の現場から（医師）  
5月22日：認知症を予防する7つの生活習慣（包括支援センター）

【その他】 送迎希望の方は、前日午後5時までに電話予約をお願いいたします。  
予約電話番号：☎0240-27-2901

農業後継者の修学を支援 ~就農5年で奨学金返還の債務を免除~

広野町では、農業振興と農業後継者確保のため、その修学に必要な資金（奨学金）を貸付けし、農業経営の安定と優れた農業担い手の育成を図ることを目的に、広野町農業次世代人材育成奨学金貸付条例を制定しています。

この申請に関する詳細は、産業振興課までお問い合わせください。

問 産業振興課 ☎0240-27-4163

広野町農業次世代人材育成奨学金貸付条例の概要

施行期日	平成30年4月1日		
貸付対象	条件 (①~④のいずれにも該当する者) ①広野町に住所を有する者の子弟で、高等学校または農業関係の大学などに進学した者 ②将来、広野町で就農し、農業専業農家になろうとする者 ③心身ともに健康で、将来、農業経営者または補助者としてふさわしい資質を有する者 ④広野町ならびに国、県または他の団体から同種類の奨学金の貸与または給与を受けていない者		
対象学種	高等学校	大学など	福島県農業総合センター農業短期大学校または道庁農業大学校など
貸付金額	月額 10,000円	月額 40,000円	月額 15,000円
貸付方法	四半期ごとに年4回		
返還方法	卒業の月の1年後から10年以内に貸付けを受けた奨学金の全額を半年賦で返還		
返還利息	無利息		
返還猶予	条件	年数	
	(1)就農したとき	5年	
	(2)農業以外の職に就いたとき、その他特別の事由があると認められたとき。 ・就農に必要な専門知識および技術取得などを目的に就学または農業以外の職に就いたとき。 ・就農を目的に公的施設または海外などで研修を受けるとき。 ・その他特別な事由の全てが就農目的であると認められるとき。	3年	
返還免除	条件	内容	
	就農から引き続き5年間農業に基幹的に従事したとき、若しくは農業経営の補助者として従事したとき。	奨学金返還の債務を免除	
返還金減免	条件	内容	
	(1)本人が死亡したとき。 (2)就農後5年以内に農業以外の職に就いたとき。 【例】大学4年間の間、奨学金を借り受けた者が、就農後3年で農業以外の職に就いた場合の減免額と返還金 月額 40,000円 × 4年間の月数 48月 = 1,920,000円 (借受額) 就農月数 36月 ÷ 60月 × 借受額 1,920,000円 = 1,152,000円 (減免額) ⇒ 返還金は、768,000円	一部	
	(3)災害その他特別の事由により返還が困難と認められるとき。	一部または全額	

猫に関するトラブルについて

地域住民から猫による苦情が寄せられています。

- 猫に庭や畑でフンをされる
- 庭、車などに放尿（マーキング）される
- 猫の爪で車に傷がついた
- 発情期の猫の鳴き声がうるさい など

トラブルにならないために猫を飼っている方は室内で飼うようにしましょう。

所有者が分からない、いわゆる野良猫についてはエサを与える、その猫の管理者となります。「かわいい」や「かわいそう」だけでは管理者としての

責務は果たせているとは言えません。エサを与えるとその場所に他の猫も集まってくる。そこで繁殖を繰り返すことで手のつけられない状態になりトラブルの原因となります。

安易にエサは与えず、手をださないようお願いいたします。

また、役場および愛護センターでは猫の捕獲は行っていません。住民の方が保護した場合、役場で預かりますのでご理解とご協力よろしくお願いいたします。

問 環境防災課 ☎0240-27-2114